

浜松市特定病院認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第21条第4項及び第33条第4項により厚生労働省令で定める基準に適合すると市長が認める病院（以下「特定病院」という。）の認定に関する必要な事項を定める。

(認定基準)

第2条 特定病院の認定基準は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「規則」という。）第5条の2に規定する基準によるものとする。

(申請)

第3条 特定病院の認定を受けようとする病院の開設者は、特定病院認定申請書（第1号様式）に特定医師実務経験証明書（第2号様式）を添えて、市長に提出するものとする。

(認定)

第4条 市長は、前条の申請の内容を審査し、特定病院として認定することができる。

- 2 市長は、特定病院として認定したときは、当該申請を行った病院の開設者に特定病院認定書（第3号様式）を交付するものとする。
- 3 市長は、特定病院としての認定が適当でないと認めたときは、その旨を当該申請を行った病院の開設者に通知するものとする。

(認定期間)

第5条 認定期間は、原則として認定の日から3年以内とする。

(認定の更新)

第6条 特定病院の開設者は、認定期間が満了後継続して特定病院の認定を受けようとするときは、認定期間満了日の属する月の前月である2月の末日までに、第3条の手続きに準じて申請するものとする。

(認定の辞退)

第7条 特定病院の開設者は、認定を辞退しようとするときは、30日以上の予告期間を設けて、特定病院辞退届（第4号様式）を市長に提出するものとする。

(認定の取消)

第8条 市長は特定病院の認定を受けた精神科病院が基準に適合しなくなったと認めたときは、特定病院の認定を取り消すことができる。この場合、特定病院の開設者に対し、特定病院認定取消書（第5号様式）を交付するものとする。

(認定申請事項の変更)

第9条 特定病院の開設者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更が生じた日から10日以内に特定病院認定申請事項の変更届（第6号様式）を市長に提出しなければ

ならない。

- (1) 病院の名称又は所在地に変更があったとき
- (2) 病院の設置者又は管理者に変更があったとき
- (3) 精神病床数に変更があったとき
- (4) 応急入院指定病院でなくなったとき
- (5) 精神科救急医療体制整備事業における夜間休日診療体制に変更があったとき
- (6) 常勤の精神保健指定医が複数でなくなったとき
- (7) 特定医師に変更があったとき
- (8) 医療法第21条第1項第1号に規定される人員配置基準を満たさなくなったとき

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 前項に規定する施行日前に認定を受けている特定病院が、認定期間の満了後に継続して認定を受けようとするときは、改正前の要領第6条の規定にかかわらず、改正後の要領の第6条を適用するものとする。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。